平成２２年（フ）第３７号
石川県七尾市万行町32部43番地15
債務者　濱田　助之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３６号
福井県大飯郡おおい町名田庄挙野第18号25番地７
債務者　濱上　幸代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３５４号
兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１
サンロイヤル加古川リバージュⅣ号館306号
債務者　長田　忠義
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３５５号
兵庫県加古川市加古川町西河原97番地の１
サンロイヤル加古川リバージュⅣ号館306号
債務者　長田　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８１号
兵庫県高砂市米田町米田新186番地の42
債務者　佐川　　澄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６３号
北海道小樽市赤岩１丁目19番21号　ラ・メール赤岩、前住所北海道小樽市花園４丁目４番133号　サウスヒルズ
債務者　藤井　雄二
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道小樽市塩谷２丁目28番４号
債務者　杉原　　智
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道小樽市稲穂５丁目10番1801号　稲穂北住宅、前住所北海道小樽市花園３丁目９番19号
債務者　高橋　恭子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３６号
北海道苫小牧市字勇払132番地の26　公住１―106
債務者　和田　秋男
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市字勇払132番地の26　公住１―106
債務者　和田　幹子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４７号
北海道苫小牧市花園町４丁目10番７号　アンビシャスＡ203
債務者　佐藤みゆき（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第７２２号
仙台市宮城野区扇町７丁目８番14号
債務者　大窪　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
仙台市泉区山の寺２丁目８番８号　スクエア山の寺ⅡＢ―212
債務者　鈴木　　毅
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
仙台市若林区沖野３丁目10番25号　ワタナベハイツ102
債務者　佐々木祥子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
仙台市泉区加茂３丁目11番地の18
債務者　小日向清治
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９６号
仙台市泉区加茂３丁目11番地の18
債務者　小日向さい子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
宮城県塩竈市字庚塚97番地２
債務者　若名　功子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係